

## Katsuda Synergy Migration

Katsuda Synergy Migration collaborates with Katsuda Synergy Lawyers

Level 13, 111 Elizabeth Street  
Sydney NSW 2000  
T: 02 9146 4745  
F: 02 8088 1257  
E: [contact@ksmigration.com.au](mailto:contact@ksmigration.com.au)  
W: [katsuda.com.au](http://katsuda.com.au) | [ksmigration.com.au](http://ksmigration.com.au)

2021年5月10日

### ホスピタリティ・観光業に就業する学生ビザ保有者の就業時間制限が緩和されました

2021年5月8日、オーストラリア政府は、ホスピタリティ及び観光業に就業する学生ビザ保有者の就業時間制限を緩和すると発表しました。また、ホスピタリティ及び観光業に就業する**テンポラリービザ保有者（学生ビザ、ワーキングホリデービザ、スポンサーシップビザ等）**は、ビザが失効する90日前からサブクラス408（COVID-19 Pandemic Event Visa）を申請することができるようになりました。

これにより、最長12か月間の滞在延期が認められます。これらの緩和は既に効力が生じています。

#### 就業時間制限の緩和

学生ビザ保有者の就業時間については、**従来2週間当たり40時間まで**という制限が設けられていましたが、コロナウイルスの影響を受け、一部の業種に限定してこの規制を緩和していました。今回、この業種にホスピタリティ及び観光業が追加されることになりました。

したがって、ホスピタリティ及び観光業に就業する学生ビザ保有者は、これまでのビザの就業時間の制限なく就業することが可能となります。これにより、学生ビザ保有者の経済状況が改善されるとともに、使用者としても就業時間を増やすことでこれまで不足していた人材の枠を埋める一助となることが期待されます。

#### サブクラス408 COVID-19 Pandemic Event Visa

オーストラリア政府は、コロナウイルスの影響を受け、ビザ失効後出国が困難なテンポラリービザ保有者を対象にサブクラス408（COVID-19 Pandemic Event Visa）を発行し、一時的に滞在期間を延長する措置を執ってきました。今回の発表でホスピタリティ及び観光業がcritical sectorに指定されることとなり、これらの業種に就業しているテンポラリービザ保有者を対象に、最大12か月間の滞在延長を認められることとなりました。

これらの業界ではビザが失効することにより従業員の方が帰国を余儀なくされ、その結果として人材が不足するという事態が発生していましたが、この措置によってこの事態が一定程度緩和されることが見込まれます。

## 留意点

- どちらの措置もコロナ禍における一時的なものであり、政府の裁量で将来的に撤廃される見込みです。
- 就業時間については、ビザ上の制限はなくなりますが、フェアワーク法やモダン・アワードの規定は適用されます。

## COVID-19 関連 法律情報共有サイトのご案内

COVID-19 関連の法律情報共有サイト ([lawshare.community](https://www.lawshare.community)) に Q&A 「対応事」 「Info Sheet」 を随時アップしています。

**サインイン**

<https://www.lawshare.community>

サイト内で共有させていただくことを条件に、事業主様からのご質問に無償でお答えしています。現場で実行している対応策や対応に困っていることがあれば、サイトからお問合せください。



## 免責事項

Katsuda Synergy Group Pty Ltd trading as Katsuda Synergy Lawyers、Katsuda Synergy Migration Pty Ltd、LawShare Pty Ltd（以下「KS Group」といいます。）は、当資料に掲載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。セミナー資料の場合は、セミナー内の説明で補填された情報は資料に含まれていないので、

- 当資料に掲載している情報は、一般的なガイダンスに限定されています。
- 資料内の和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。
- 法律の適用およびそのインパクトは、特定の事実関係によって大幅に異なることがあります。法律、規則、規定は、常に変更が加えられること、および電子的通信手段に（不可避免的）に内在する危険性や問題点を踏まえ、当資料に掲載される情報は、その情報提供が遅れたり、欠落したり、また不正確である可能性もあります。

したがって、著者あるいは発行者は、この資料においては法務あるいはその他の専門的なアドバイスあるいはサービスを提供しているものではないという認識で、当資料の情報を提供しています。そのため、当資料に掲載されている情報を、専門的な法務、その他の権限あるアドバイスの代用として用いるべきではありません。当資料の情報に基づき具体的な決定や行為を起こす前に、KS Groupの専門家に相談することが肝要です。

当資料では、信頼できる情報源から得た情報を、確実に掲載するようあらゆる努力をしておりますが、KS Group は、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。当資料に掲載されている全ての情報は、その時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

いかなる場合にも、KS Group、その関連するパートナーシップ、法人、パートナー、代理人、ならびに従業員は、当資料に掲載されている情報によって決定を下したり、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同様の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

当資料で掲載されている外部サイトへのリンク（あれば）は、第三者が運営しているもので、KS Group は管理しておりません。KS Group が、その正確性や第三者のサイトに掲載されている情報について内容の正確性を保証ないし推奨するものではありません。

\*KS Group は、オーストラリアにおける法律サービスネットワークのメンバー法律事務所およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、法律情報や実務ツールの提供および各分野の法律アドバイスをクライアントに提供しています。